

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年8月17日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成元年12月15日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C工場（以下「事業場」という。）において、D製品の検査組立作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成26年10月頃に鼻血が止まらなくなったという。請求人は、同年12月5日、E医療機関を受診し、「鼻腔悪性黒色腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、作業（以下「本件作業」という。）時に発生した粉じんを吸い込み、蓄積されたことで本件疾病を発症したと主張しているので、以下検討する。

(2) 業務上疾病の認定枠組みについて

労働者に発症した疾病が業務上であると認められるためには、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表」という。）に掲げられた疾病であることが必要と、請求人に発症した本件疾病は、別表4号1「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの」、同表4号9「1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」、又は、同表7号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病」に該当することが必要である。

同表第4号の疾病については、「労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示に定められた化学物質及び症状又は障害であることが求められ、また、同表第7号の疾病については、掲げる疾病発生の原因因子以外でがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる作業環境下における業務又はがん原性工程における業務に従事した結果発生したと認められることが必要である。

すなわち、業務に内在する有害因子が、労働者に接触ないし侵入する等により発症したことが必要とされ、業務と発症原因（有害因子）との因果関係及びその発症原因（有害因子）と結果としての疾病との因果関係の二重の因果関係を必要とする。

(3) 鼻腔悪性黒色腫について

F医師は、平成27年11月20日付け意見書において、要旨、「平成26

年11月18日、鼻内副鼻腔手術を施行。その際の摘出組織について病理検査したところ、本件疾病と診断した。」と述べ、G医師は、平成28年2月22日付け意見書において、要旨、「鼻茸の除去手術を受けた際に見つかった異常部位の生検標本の病理診断により本件疾病と平成26年11月18日に診断された。」と述べている。

上記医師らの意見は、病理診断を踏まえた妥当な意見であり、請求人は本件疾病を発症したと認められる。

(4) 本件疾病の発症について

F医師は、平成27年11月20日付け意見書において、本件疾病の発症要因については、「文献など医学的な根拠はない。」旨述べ、G医師は、平成28年2月22日付け意見書において、「鼻腔（粘膜）悪性黒色腫の原因は不明である。業務との医学的因果関係を判断する根拠に乏しく、当該作業による暴露可能性の高い化学物質の発がん性等の報告がなく、業務による鼻腔悪性黒色腫の発症であるとは判断し難い。」旨述べており、両医師の意見は、医学的所見を踏まえた妥当なものであり、是認することができる。したがって、本件疾病が何らかの化学物質等にばく露したことにより発症したと認めることはできない。

(5) 請求人のばく露状況について

(4)のとおり、本件疾病と化学物質等との関係は不明であるが、念のため、請求人の化学物質等のばく露状況について確認する。

ア 粉じんばく露作業

請求人は、本件作業を行った際に粉じんが発生したと主張している。

Hは、要旨、「D製品は、平成18年頃から、請求人が不在の時や作業個数が多い場合に本件作業に従事していた。平成19年1月から作業場所がアクリル板で囲まれていたことは記憶にない。座り作業と立ち作業とでは、発生する粉じんの量に変わりはないと思うが、請求人と自分では身長が違うため、多く見えたかもしれない。」と述べており、粉じんばく露作業があった可能性は否定できない。また、「平成24年10月以降は、油圧プレス・パワープレスを使用した大きな製品以外は関連会社で行うこととなった。」と述べ、本件作業を行っていた作業環境は存在していないと認められる。

イ ばく露物質

本件作業で使用していた外輪は、高炭素クロム軸受鋼鋼材と呼ばれるベアリング等の耐摩耗性のある金属であり、製造、化学成分が日本工業規格で定められた製品と認められる。

また、外輪には、外注先において、塗装下地処理としてりん酸塩皮膜処理及び硫化モリブデン系のコーティングを行った後、事業場に納品され本件作業を行ったものであり、納品時に表面処理後に残留していた物質について、事業場は、要旨、「モリコート処理の工程において他の成分は吹き飛ばし、最終的には二硫化モリブデンと金属材料のみしか残らない。」と外注先から確認したとしており、作業工程からみて、事業場の説明は妥当である。

ウ 発がん性

(ア) 二硫化モリブデン

二硫化モリブデンの製品安全データシートには、「がん原性が認められた化学物質：非該当」と記載されており、発がん性は認められない。

(イ) 高炭素クロム軸受鋼鋼材

高炭素クロム軸受鋼鋼材に含まれる物質のうち、ニッケルについては、「発がん性のおそれの疑い」はあるものの、ばく露のおそれがある、ヒュームや粉じんが発生するのは、「溶接・溶断又は研磨・切削等の加工の際」とされている。

エ そこで、請求人が従事していた本件作業と本件疾病についてみると、本件作業は、ニッケルばく露作業に該当しないことから、決定書に説示のとおり、請求人は、化学物質又はがん原性物質のばく露作業には従事していないと認められる。

(6) 以上の各事実を総合すれば、本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日